

出席停止のお知らせ

お子様の病気が学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の規定により出席停止となります。

診断が確定しましたら、学校へご連絡の上、下記の基準を参考に医師の指示に従って自宅で療養してください。また医師より登校が認められましたら、下の「登校届」に保護者の方が記入押印をして、登校時に提出してください。なお、出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

<学校感染症>

	感染症	出席停止期間
第1種	新型コロナウイルス感染症 重症急性呼吸器症候群（SARS） 特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ など	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤により治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消失後2日を経過するまで
	結核	医師において登校が認められるまで
第3種 ・ その他の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 〔 〕	医師において登校が認められるまで

----- き り と り せ ん -----

令和 年 月 日

学校長様

登 校 届

このたびの出席停止について、医師より登校してよいと許可が下りましたので届け出ます。

感染症名 \_\_\_\_\_

診察を受けた医療機関名 \_\_\_\_\_

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 生徒氏名 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印